

## 寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部改正について

### 改正の趣旨

町民からの視点で町政などについて様々なご意見等をいただくことを目的として、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則を施行しているが、現行の規則では、公募委員への応募資格に「条例第3条に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上の者」と規定し、制限を設けている。

しかし、町民から、より多様な意見をいただくためには、町民として1年経過していない方や20歳未満の方も対象とすることで、寒川町にはない新しい目線や若者ならではの目線での意見をいただける可能性がある。

このため、応募資格の町民としての期間の下限を廃止するとともに、年齢の下限を選挙権年齢に合わせ満18歳以上の方へと引き下げる規定への一部改正を行う。

また、公募委員応募申込書に記入する「住民活動の経験」について、応募する際のハードルを下げるため、「経験がある場合は記載してください」と追記する一部改正を行い、応募資格の改正と併せて町民の参画機会の拡大へと繋げる。

### 改正内容

#### ①寒川町審議会等の委員の公募に関する規則 第5条第1項第1号（応募資格等）抜粋

改正前	改正案
(1) 条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上の者 (2) 本町の他の審議会等の委員に選任されていない者 (3) 本町の行政機関の職員でない者 (4) 本町の議会議員でない者	(1) 条例第3条第1号に規定する町民のうち満18歳以上の者

#### ②寒川町審議会等の委員の公募に関する規則 別記様式（第8条関係） 抜粋

##### 改正前

住民活動の経験	
選定基準及び応募資格 (選任日時点)	<input type="checkbox"/> 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。

##### 改正案

住民活動の経験 (ある場合は記載してください。)	
選定基準及び応募資格 (選任日時点)	<input type="checkbox"/> 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民のうち満18歳以上の者である。